

これからの国際交流のあり方

平成30年2月

世田谷区

目次

はじめに	P . 1
第 1 章 90 万都市の国際化に向けて	P . 2
第 2 章 これまでの区の国際交流	P . 4
第 3 章 これからの国際交流のかたち	P . 5
第 4 章 これからの国際交流推進の視点	P . 7
第 5 章 これからの国際交流推進のしくみ	P . 9

はじめに

区は、これまでカナダ・ウィニペグ市、オーストリア・ウィーン市ドゥブリング区、オーストラリア・バンバリー市の姉妹都市との親善訪問を中心に国際交流を行ってきました。

近年、国際化を取り巻く環境が大きく変化する中、区の在住外国人は平成 25 年 1 月 1 日時点では 14,827 人（人口の約 1.7%）だったものが、平成 30 年 1 月 1 日現在、19,931 人（人口の約 2.2%）へと増加し、国全体では平成 29 年中、日本を訪れた来訪外国人は過去最高の 2,869 万人となり、前年度（2,404 万人）と比べ 19.3%の伸び率となっています。（平成 29 年 12 月政府観光局報道発表資料による）

また、区は東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京 2020 大会」）の開催をきっかけとした国際交流の機運の高まりをとらえ、日本人、外国人を問わず誰もが生き生きと活躍することができる多文化共生社会の実現を目指し、外国人の生活を支援する取組みや日本人、外国人の相互理解を促す取組みなど地域づくりを進めています。

これまで、区の国際交流では、小学生・中学生同士の相互交流をきっかけに、文化・芸術、スポーツなど他の分野にもその効果を広めながら、相互の信頼関係を築いてきました。国際化が進展する中、未来を担う子どもたちの交流とともに、さらに幅広い年齢や様々なテーマ等、多様な交流に広げていくことが求められています。

さらに、これからは身近な地域の中で在住外国人、留学生、国際交流団体等と地域の中で国際交流への興味・関心を高めていく交流や参加も求められます。

この報告書は、これからの国際交流のあり方と区の出組みの方向性を明らかにすることを目的としてまとめたものです。

第1章 90万都市の国際化に向けて

1 地方自治体の国際化政策

地方自治体の国際化政策には、「国際交流」「国際協力」「多文化共生」という3つの大きな流れがあります。

1960年代から1980年代前半までは、人と人の草の根の交流が相互理解を深め、自治体レベル、国レベルの親善につながり、平和に寄与するという理念に基づき、多くの自治体で海外の都市との姉妹都市交流をはじめとした国際交流が行われてきました。

その後、1990年代には、技術供与など自治体独自の海外への協力活動が展開されていることを踏まえ、従来の国際交流の実績を背景としつつ、互いの地域の発展のために地域レベルで協力しあう「国際協力」が新たなテーマとして加わりました。

さらに、1990年、2000年代以降、一部自治体での南米出身の日系人の増加や、発展途上国からの研修・技能実習生、日本人の配偶者など、様々なかたちで外国人人口が増加したため、自治体では、日本人と外国人の相互理解を促し、外国人の地域社会への参加推進などの政策に取り組み、これらの動きを受け、平成18年（2006年）国は、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」を目指す「多文化共生推進プラン」を提言し、現在にいたります。

2 世田谷区の国際化政策

世田谷区では、これまで姉妹都市交流を中心とした国際交流と、海外の都市・国からの様々な視察の受入れ等を通じた国際協力を行ってきました。また、区民、団体、事業者等による国際交流活動、国際協力も積極的に行われてきました。

さらに、東京2020大会を一つの契機として、一人ひとりの多様性を認め合い、人権を尊重する地域社会を実現することを目指し、現在、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」の策定を進めています。

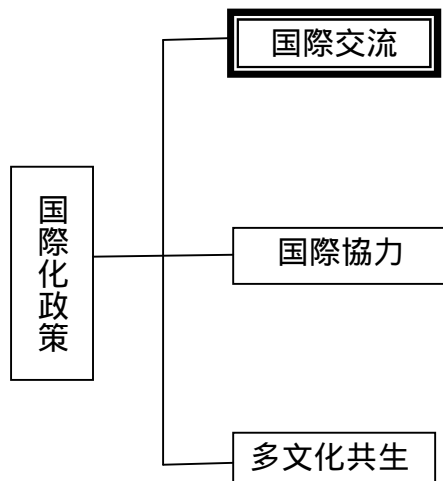
3 90万都市の国際化に向けて～世田谷区の国際化の基本理念～

「世界をつなぐ 世代をつなぐ 世田谷がつなぐ 共に生きるまち せたがや」

90万都市世田谷区は、多様性を認め合い、言語や国籍・民族等による文化的違いを超えた、心と心の通いあう交流・貢献を通して、友好親善と相互理解を促進し、国際貢献することで、共に生き、共に成長し、互いの地域社会の発展と住民福祉の向上に寄与することを目指します。

区民一人ひとり、そして地域社会と世界との関係がより強まる中、区では、上記理念に基づき、区民、団体、事業者等と区が連携・協働しながら、世田谷発の国際化政策を推進し、国際社会に貢献していきます。

【図 1：地方自治体の国際化政策と国際交流の関係】



本検討の対象

地方自治体の国際化政策、世田谷区の国際化政策の理念を踏まえながら、本検討ではこのうち「国際交流」のあり方について検討を行います。

第2章 これまでの区の国際交流

1 3つの姉妹都市との交流

世田谷区の国際交流の歴史は、カナダ・ウィニペグ市との交流にさかのぼります。1960年（昭和35年）世田谷から児童・生徒の絵画作品を贈ったことがきっかけとなり、絵画の交換や親善使節団の往来が始まり、1970年（昭和45年）にウィニペグ市、世田谷区、双方において姉妹都市提携の議決を行いました。提携後は2年に1回、中学生親善訪問団の派遣・受入れを行う中学生の教育交流を中心に交流を深め、2015年（平成27年）には姉妹都市提携45周年を迎えました。

次に姉妹都市となったのは、オーストリア・ウィーン市・ドゥブリング区です。ドゥブリング区と世田谷は同じ「区」という位置づけであることや、共に文化都市を志向し、緑豊かな住宅地であるという共通点などがきっかけとなり、1983年（昭和58年）にドゥブリング区のティラー区長が世田谷区と友好関係を結びたいとの意向を表明し、その2年後の1985年（昭和60年）姉妹都市となりました。提携後は、ドゥブリング区に世田谷の名を冠した日本庭園「セタガヤパルク」の開設、音楽を通じた交流、小学生親善訪問団の派遣などを行っています。

そして、3つ目の姉妹都市がオーストラリア・バンバリー市です。北米（ウィニペグ市）ヨーロッパ（ドゥブリング区）に続く、バンバリー市との交流は1991年（平成3年）に世田谷区の小学生がバンバリー市を訪問したのがきっかけです。1992年（平成4年）双方の議会で姉妹都市提携の調印を行い、以来、小学生の交流、マラソン交流、交流写真展など幅広い分野で交流を実施し、平成29年度には提携から25周年を迎えました。

2 海外の都市・国等からの視察の受入れ

区では、これまで海外の都市・国等から様々な視察の受入れを行ってきました。視察は海外の都市や国が区の取り組みを学びに来ることに加え、区にとっても来訪した関係者と地方自治や行政運営など多岐にわたるテーマで意見交換を行うなど、国際理解を深め、国際協力・貢献について考える貴重な機会となっています。

P 1 1 【資料1：海外の都市・国等からの視察等受入れ実績】参照

第3章 これからの国際交流のかたち

これまでの区の国際交流は小学生・中学生の相互訪問を中心に行われてきました。この取組みは、国際化の担い手育成、子どもたちの国際理解教育の機会という2つの側面から大きな意義を持っています。さらに、子どもたちの交流から培った両都市の信頼関係は文化・芸術、スポーツなど様々な分野に拡充しています。

一方、在住外国人、来訪外国人の増加など地域の国際化が進展する中、心豊かに交流を図り、日本人、外国人を問わず活躍できる機会を築くために、未来を担う子どもたちが海外を身近に感じることができる環境の整備は重要な課題となっています。

また、昨今のIT技術の進化や在住・来訪外国人の増加などにより、日本国内でも様々な交流が可能な状況になっています。従前の相互訪問を中心とする国際交流に加え、これからの国際交流には地域全体で海外とのつながりへの興味・関心を高める視点が重要となってきます。

これからの国際交流の推進にあたっては、次の1、2の交流の実践を通じて、多様な文化と触れ合い、様々な国際交流が展開する地域づくりを目指します。

1 相互交流（訪問・受入による交流）

相互交流は、子どもたちの相互訪問のように、参加者同士が直接的に訪問を重ね、信頼関係を深めていく交流です。

（1）パートナー・テーマ型交流

継続的な提携関係を前提とした包括的な交流に限らず、教育、文化・芸術、スポーツなど各々の分野で交流を重ねる「パートナー・テーマ型交流」を推進します。

近年、他の都市の事例ではパートナー・テーマ型交流の事例も多く見られます。

P 1 5 【資料2：姉妹都市提携以外の提携に基づく交流事例】参照

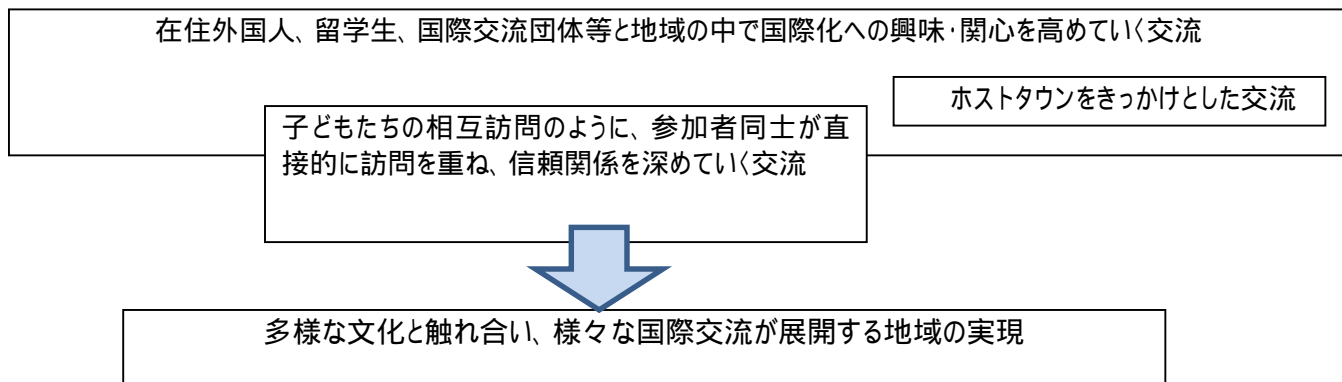
（2）包括的な交流

あらゆる分野で友好親善を図り、継続的に提携関係を維持することを目的とした「包括的な交流」を推進します。世田谷区ではウィニペグ市、ドゥブリング区、バンバリー市の3つの姉妹都市と提携関係に基づき交流事業を実施しています。

2 地域での交流

地域での交流は、在住外国人、留学生、国際交流団体等と地域の中で国際化への興味・関心を高めていく交流です。ホストタウンをきっかけとした交流も含まれます。

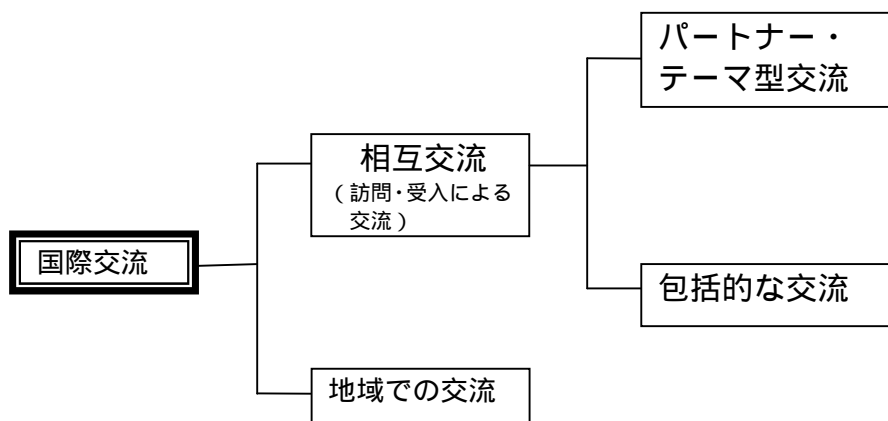
【図2：これからの国際交流】



<ホストタウンについて>

ホストタウンとは東京 2020 大会で多くの選手・観客等が来訪することを契機に、地域の活性化を全国各地に広げることを目的として、申請に基づき内閣官房に登録された地方自治体のことをいいます。世田谷区は東京 2020 大会におけるアメリカ合衆国のホストタウンとして内閣官房に登録されており、東京 2020 大会の前後を通じて、人的・文化的な交流など様々な事業に取り組んでいきます。

【図3：国際交流のかたちの整理】



第4章 これからの国際交流推進の視点

本章では「第3章 これからの国際交流のかたち」を踏まえ、これからの国際交流推進にあたって検討すべき視点について整理します。

1 相互交流（訪問・受入による交流）

（1）パートナー・テーマ型交流の推進

個別のテーマやプロジェクトごとに学校や関係機関が必要に応じて協議し、交流事業を実施・評価するパートナー・テーマ型交流の手法の適用を想定した交流を推進します。

子どもの成長につながる交流、子どもの交流をはじめとした幅広い交流、さらに、今後は、様々な都市と課題やテーマを共有し、区民、団体、大学等と協働し、取り組む交流等を促進します。

なお、海外からの視察、表敬訪問等の機会を活用し、区内関係機関や大学等とも連携して、様々な交流につなげていくことができるよう工夫して取り組みます。

（2）3つの姉妹都市（包括交流）とのさらなる交流の促進

ウィニペグ市

中学生の相互訪問に事業が限定されてきていることを踏まえ、文化・芸術など他の分野への交流拡大に向けて市当局と協議を行います。

ウィーン市・ドゥブリング区

これまでの小学生教育交流に加え、音楽、芸術などドゥブリング区独自の豊かな文化と歴史の資源を活かした交流の実現、交流の年齢や対象等の拡充に向け、実地調査を行います。

バンバリー市

馬拉ソン、写真展の交流など子どもの往来をきっかけに交流が拡充している状況を踏まえ、平成30年（2018年）に予定されている同市の親善訪問団の来訪にむけて、市民レベルでの相互交流の充実について協議を行います。

（3）新たな交流候補地選定の視点

将来を担う子どもたちの豊かな経験につながる交流、子どもの交流をはじめとした幅広い多様な交流の候補地選定にあたっては、以下の視点を確認します。

基礎的な条件

双方の都市をお互いの区民、市民が安心して行き来するにあたっては、良好な治安・衛生環境、政治・経済情勢の安定は重要な要素です。検討にあたってはこれらの条件を外務省、各国大使館、関係団体等から情報収集していきます。

交流の地域

交流の地域については、区がすでに交流を行っている3つの姉妹都市が北米（カナダ）中央ヨーロッパ（オーストリア）オセアニア（オーストラリア）にあることを踏まえて、世界各地とバランスよく交流を図ることができるよう考慮します。

交流分野

a) 教育交流

これまで区の国際交流において、子どもの交流をはじめとした教育分野の交流は大きな役割を果たしてきました。子どもたちの様々な体験や、交流で育まれた相互の市民の信頼関係は、将来にわたって両都市をつなぐ貴重な財産です。こうした観点から教育交流での効果が高い交流先を重点的に検討していきます。

また、教育交流の充実にあたっては小学生、中学生、それぞれの発達段階を踏まえた交流のあり方や教員の交流の意義など教育的観点からの検討が不可欠です。今後、以下の視点を例にさらに検討を深めます。

- ・外国文化や海外の教育プログラムの体験を通じてグローバルな視点を身につける。
- ・ホームステイ体験を通じて海外の生活を体験し、多文化共生社会への理解を深める。
- ・教員の交流を通じて、教員のグローバルな視点を養う。

b) 多様な交流への発展の可能性

交流のテーマには、教育交流に加え、文化・芸術、スポーツ、産業、観光、まちづくり、福祉など様々なものが考えられます。今後は、各分野における交流の可能性等について引き続き検討を行います。特に、文化・芸術については、美術、音楽、演劇など世田谷が持つ豊かな交流資源を活かした交流の可能性があります。また、国際交流と連携した観光、産業分野の交流も今後、ますます重要なテーマとなります。また、東京 2020 大会でホストタウンとなるアメリカ合衆国との様々な交流もテーマの一つです。

選定要件

上記 ～ について検証を行うとともに、さらに次の 3 つの要件に基づいて検討を深めます。

- ・相手方に交流の意思があること
- ・交流を進めるにあたっての人的資源（キーパーソン、委員会など）が存在すること
- ・ICT 等を活用した交流も含めた双方向での交流が見込まれること

2 地域での交流

身近な地域の中で、多様な文化と触れ合いながら、外国人と日本人が地域社会の中で支えあう関係づくりをめざし、以下の取組みを推進します。

(1) 地域での多文化理解・交流を支える人材の育成

現在策定中の「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」の主旨を踏まえ、身近な地域の中で、多様な文化と触れ合いながら外国人と日本人が地域社会の中で支えあう関係づくりを目指し、地域での多文化理解・交流を支える人材を育成するため、「多文化ボランティア講座」を実施します。また、修了者については、地域交流イベントをはじめ、日本人と外国人のコミュニケーションの架け橋になっていただけるよう、地域の中で活躍の場もあわせ、検討してまいります。

(2) 地域のネットワークづくり

外国人との意見交換会や、身近な地域で留学生と交流する「国際交流ラウンジ」、区内大使館、国際交流活動団体や地域活動団体等と実施する「せたがや国際メッセ」を各地域で開催するなど、ネットワークづくりを進めます。

(3) 各地域での取組み

地域の防災訓練や各イベント等を通じ、日本人、外国人が共に多文化共生を支え、活躍できる取組みを進めます。

(4) 地域での国際交流活動の推進

区民、団体、事業者等が行う地域での多様な国際交流活動を推進します。

P 2 5 【資料 3：多文化共生と国際交流の推進（地域展開）】参照

第5章 これからの国際交流推進のしくみ

本章では、「第4章 これからの国際交流推進の視点」を踏まえ、それぞれの取組みを支えるためのしくみを明らかにします。

1 国際交流活動支援

(1) 国際交流平和基金の活用

国際平和交流基金の更なる活用により、国際交流、協力、貢献、地域で実践する国際交流に加え、海外から区に招く交流、区から海外に赴く交流を支援します。この取組みや成果等をPRすることにより区民に広く知ってもらい、世田谷区の寄付文化の向上を図ります。

P 2 7【資料4：世田谷区国際平和交流基金条例、世田谷区国際平和交流基金助成要綱】参照

(2) 情報発信

● 区民に向けた情報発信

区民施設等を活用し、地域での国際交流活動や姉妹都市の紹介、テーマ型交流を行っている海外の都市の紹介などを行い、区民が海外とのつながりを実感できるよう情報を発信します。

● 海外への魅力発信

世田谷区の魅力や観光スポット等をリーフレット等にまとめ、観光や海外からの視察の受入れなどの際に配布し、区の魅力を積極的に海外にアピールしていきます。

また、区内大学の留学生や在住外国人と連携し、SNSを活用した世田谷の魅力発信にも取り組みます。

● 多言語化

地域で行われる様々なイベント等において、日本人、外国人を問わず、誰もが気軽に参加できるよう、案内等の多言語化を推進します。

(3) 情報共有、ネットワーク

国際交流活動にかかわる区民、団体が集う「せたがや国際メッセ」の場を通じて、国際交流の取組みを行う区民、団体がお互いの活動を理解し合い、日ごろからのネットワークが相互に広がるよう、地域ぐるみで交流事業を行うための情報共有の環境を整備します。

(4) 担い手育成

国際交流活動を実践したい区民が多文化への理解を深め、在住外国人支援や交流活動にかかわるための知識を得ることができるよう、多文化共生に向けた理解促進の講座を実施し、担い手育成を図ります。また、外国人が地域の担い手となり、活躍できるよう地域の人材育成に取り組みます。

(5) 国際交流を推進する体制づくり

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、馬事公苑が馬術競技場となり、世界中の国々から選手、関係者、観光客など様々な人々が世田谷を訪れることとなります。また、アメリカ合衆国のキャンプ地、ホストタウンとして、今後、交流を推進していきます。さらに、区内の在住外国人が増加し続ける中、世田谷区は、これまでの姉妹都市交流を中心とする国際交流から、文化・芸術やスポーツ、産業、観光、まちづくりなど様々な分野での相互交流、地域の中での在住外国人や留学生、世田谷区を訪れる来訪者等との国際交流の推進に取り組む必要があります。このため、区民や団体、事業者が様々な国際交流の情報を共有でき、各々の交流活動が相互に繋がり展開できるよう、活動をサポートする効果的かつ継続的、専門的な体制について、検討を進めていきます。

2 区民、地域の国際交流活動を支援する区の推進体制

(1) 多様性の尊重、男女共同参画と多文化共生の推進の視点を踏まえた取組み

区は人権が尊重され、誰もが自分らしく暮らせる地域社会を築くため、一人ひとりの多様性を認め合い、人権を尊重する地域社会を実現することを目指し、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」の策定を進めています。

地域社会の一員として外国人住民に地域社会への積極的な参画を促し、国籍や民族等に関わらず、誰もが活躍できる地域社会づくりを目指し、取り組めます。

(2) 検討体制

今回の検討結果を踏まえ、区の国際化を推進する横断的検討組織として「国際化推進委員会」、外部の有識者なども含め、国際化に関する課題を検討する「国際化推進協議会」の機能を強化し、区をあげて国際交流を推進するとともに、多文化共生社会の実現につなげていきます。

また、区民、団体、事業者等と協働しながら、多様な文化と触れ合い様々な国際交流が展開する地域の実現を目指し、取り組めます。

(3) 人材育成

全庁的な体制で国際交流の推進が必要となっている状況を踏まえ、現在の国際化推進事業協力員制度の充実とともに、国際交流に関する知識や経験を共有し、交流の担い手になりうる職員の育成に取り組めます。

(4) 海外都市・国等との調整

海外都市・国等からの交流のオファー、また、区からの交流オファーの手順、しくみを明確にし、迅速かつ効果的に交流事業調整・企画、実施する体制を整備します。

【資料1:海外の都市・国等からの視察等受入れ実績】

No	国 名	日 程	来訪者代表	人数	目 的	対応所管
1	中国	H7.7.11	孫 烈剛	6名	中国・撫順市視察団議長表敬	区議会事務局
2	キルギスタン国	H7.9.12～13	エセンナリーエブナ国立大学教授	3名	キルギスタン国ビシケク市視察団 区長・議長表敬	区議会事務局
3	中国	H7.11.1	劉 曉晨	16名	北京市・区・県友好代表団の特別 区長会長表敬	特別区協議会
4	バングラディシュ	H8.9.5	バングラディシュ青年	24名	バングラディシュ国際協力研修会	研修室
5	タイ王国	H8.10.29～30	学生、引率	18名	タイ国カセサート大学留学生の受 け入れ	文化・国際課、東京農業大 学
6	韓国	H8.11.26	税務課地方税係長	4名	韓国大邱広域市北区職員研修会	税務経理部
7	韓国	H9.2.19	李 内務部電算指導課	11名	韓国内務部及びソウル市、光明市 の公務員研修会	情報処理課
8	韓国	H9.6.3	鄭 景燦	13名	韓国地方自治体市民課職員研修	区民課住民記録
9	韓国	H9.9.25	李 鎮赫 保健所事務長	9名	韓国大邱広域市北区職員研修会	世田谷保健所、烏山区民 センター
10	中国	H9.10.29	李 士祥 昌平県長	9名	北京市・区・県友好代表団の特別 区長会長表敬	特別区協議会
11	タイ王国	H9.10.29～30	学生、引率	18名	タイ国カセサート大学留学生の受 け入れ	文化・国際課、東京農業大 学
12	韓国	H13.7.31	国立忠北大 姜 学長	14名	ソウル特別市江南区 長期計画策 定のための行政視察	文化・国際課
13	韓国	H16.1.14	百想経済研究機関	1名	住民参加型まちづくりの視察	財)トラストまちづくり
14	韓国	H21.10.29	群山市職員	21名	住民参加型まちづくり・都市計画 の視察	財)トラストまちづくり、都市 計画課
15	韓国	H22.11.9	イ・ヨンボク 仁川広域市東区議 長	12名	子供施策・住民参加型まちづくり の視察	財)トラストまちづくり、子 ども家庭支援課
16	韓国	H22.1.24	キム・ヨンベ ソウル特別区城北 区長	12名	住民参加型まちづくりの視察	世田谷総合支所街づくり 課・財)トラストまちづくり
17	韓国	H24.2.10	ソウル特別市長 一行	30名	深沢環境共生住宅	住宅課 / 広報課 / 文化・ 国際課 / 区長対応
18	韓国	H24.5.10	韓国ソウル市スオン区 職員	4名	すみれば公園	公園緑地課
19	韓国	H24.5.15	韓国仁川広域市桂陽区議会訪 問団	14名	区立芦花ホーム	地域福祉課 芦花ホームで区長挨拶
20	韓国	H24.5.22	韓国釜山市 区長他		太子堂2・3丁目街づくり	世街づくり課
21	韓国	H24.5.31	韓国水原市 職員一行		すみれば公園	公園緑地課
22	韓国	H24.6.5	韓国京畿道 職員一行		太子堂2・3丁目街づくり	世街づくり課
23	韓国	H24.10.29	韓国京畿道富川市 市長・職員一 行		区長室 表敬 + 区内施設	区長室
24	韓国	H24.11.9	カンナク区チャ区長 一行		区長室 表敬(図書館について)	区長室
25	デンマーク	H24.11.30	南デンマーク州認知症医療チ ーム一行	5名	東京都医学総合研究所が仲介 区長と意見交換(認知症施策)	介護予防・地域支援課
26	韓国	H24.12.14	ソウル特別市職員 + 25区職員	21名	トラストでレク(浅海課長) タクソールで区長挨拶	財)トラストまちづくり/文 化・国際課
27	韓国	H25.1.16	ソウル特別区冠岳区長 一行	4名	区長室 表敬 + 緑道案内(秘書課 長)	区長室

【資料1：海外の都市・国等からの視察等受入れ実績】

No	国 名	日 程	来訪者代表	人数	目 的	対応所管
28	アメリカ	H25.4.14	米国大使館 主席公使	5名	二子玉川公園 ハナミズキ植樹	公園緑地課 / 広報課 / 文化・国際課
29	韓国	H25.5.27	韓国校長資格先進教育体験研修	30名	教育委員会でレク	教育相談・特別支援教育課
30	アメリカ	H25.12.19	連邦政府保健福祉省 + 米国アルツハイマー協会ディレクター	2名	東京都医学総合研究所(上北沢2丁目)で「認知症日米戦略カンファレンス」開催(副区長がパネリストとして参加、厚生労働省及び東京都の関係者も出席)	介護予防・地域支援課
31	韓国	H26.2.6	ソウル特別区鍾路区職員一行	5名	大雨・治水対策視察 / 二子玉川帰真園で昼食(区長出席)	土木計画課
32	韓国	H26.2.12	ソウル特別区冠岳区議員団一行	28名	議員連盟の訪問の返礼 生協視察・議会訪問・トラまち	議会事務局

【資料1：海外の都市・国等からの視察等受入れ実績】

No	国 名	日 程	来訪者代表	人数	目 的	対応所管
33	アメリカ	H26.10.2	厚生労働省認知症・虐待防止対策推進室＋ミシガン大学メディカルスクール老年精神医学教室教授1名	3名	国の認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)に関する区の具体的取組みのヒアリング	介護予防・地域支援課
34	イギリス	H26.10.8	ロンドン大学キングスカレッジ研究者一行	5名	副区長と意見交換＋国の認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)に関する区の具体的取組みのヒアリング	介護予防・地域支援課
35	韓国	H27.1.20	ソウル特別区城北区 区長一行	11名	区長と意見交換＋トラストでレク(浅海課長)	都市計画課
36	韓国	H27.1.31	セジョン特別自治市 市長一行	9名	都市整備部長＋トラストでレク(浅海課長)	都市計画課
37	韓国	H27.2.12	ソウル市4区長他 区長一行	10名	区長と意見交換	都市計画課
38	イギリス	H27.5.12	厚生労働省認知症・虐待防止対策推進室＋スコットランド政府認知症戦略アドバイザー1名	4名	・国の認知症国家戦略(新オレンジプラン)に関する区の具体的取組みのヒアリング ・初期認知症ケアに関する意見交換	介護予防・地域支援課
39	ドイツ	H27.5.12	日独青少年指導者セミナー視察団一行	9名	区長と意見交換、区内若者支援施設見学	若者支援担当課
40	韓国	H27.10.14	ソウル市マウル共同体総合支援センター	9名	トラストでレクと現場見学	(一財)世田谷トラストまちづくり
41	韓国	H27.10.15	京畿道	12名	ユニバ・サルデザイン適用のテクニック及びコミュニティ・ゾーンの都市設計事例調査	都市デザイン課
42	韓国	H27.10.15	SH公社	14名	「地域共生のいえ」読書空間みかも現場見学と説明	(一財)世田谷トラストまちづくり
43	韓国	H27.10.16	(株)大東国際産業調査研究院	6名	まちづくり事業の事例説明	(一財)世田谷トラストまちづくり
44	台湾	H27.11.17	社団法人台湾環境資訊協会	5～10名	環境保全活動の説明	(一財)世田谷トラストまちづくり
45	韓国	H27.11.24	ソウル市ジョウトウ区	11名	世田谷の環境あるまちづくりについて	(一財)世田谷トラストまちづくり
46	ドイツ	H27.11.24	日独勤労青年交流参加者一行	12名	区の人事・研修制度の説明 若手職員との意見交換	人事課/研修担当課
47	韓国	H28.4.7	京畿道	7名	日本の街づくり及びシルバー産業に関する現況の把握と情報交換	日本の街づくり及びシルバー産業に関する現況の把握と情報交換
48	トルコ	H28.7.29	トルコ教育省	8名	学校耐震補強事例視察(明正小学校)	教育施設課
49	韓国	H28.8.4	京畿道 金浦新聞社	2名	トラストのまちづくりの取組全般について(設立目的、成果、現状等)	(一財)世田谷トラストまちづくり
50	中国	H28.8.22	山東省 南区人民政府副区長	6名	都市部における障害者支援、清掃・美化・緑化事業の現場を視察	清掃リサイクル部
51	台湾	H28.8.26、27、31	台湾行政院	約80名	高齢者福祉施策・介護保険制度等に関する説明	高齢福祉課、(社福)世田谷区社会福祉協議会
52	シエラレオネ	H28.10.12	地方自治地域・開発省事務次官	6名	世田谷区の地域行政、身近なまちづくり推進協議会	地域行政課、政策企画課、砧総合支所計画相談、世田谷総合支所計画相談、
53	韓国	H28.10.14	韓国GURU People's(教育文化関連会社)	4名	世田谷トラストまちづくりの歴史や運営の良さ、また住民主体の地域連携、参加型の活動、実際の事例などについて	(一財)世田谷トラストまちづくり
54	韓国	H28.10.27	ソウル市ノウォン区議一行	11名	世田谷区の元気な高齢者向けの介護予防事業について	介護予防・地域支援課
55	韓国	H28.11.16	東アジア国際フォーラム・韓国訪日視察団(依頼元 公益財団法人 公益法人協会)	31名	・世田谷トラストまちづくりの概要 ・ナショナルトラスト事業とまちづくり事業の内容 ・世田谷トラストまちづくり様の実施事業の成果など	(一財)世田谷トラストまちづくり
56	アゼルバイジャン	H28.12.2	アゼルバイジャン共和国議員団、駐日アゼルバイジャン大使	5名	区長表敬	工業・雇用促進課
57	アフガニスタン	H28.12.9	カブール市役所職員一行(依頼元 独立行政法人 国際協力機構)	5名	世田谷区における小規模土地区画整理事業の説明及び視察	市街地整備課
58	ウガンダ	H29.2.10	ウガンダゾンボ県行政長一行	10名	世田谷区における地域行政	地域行政課、国際課
59	アメリカ	H29.4.29	米国大使館 文化・交流担当官	1名	第35回二子玉川花みずきフェスティバル出席	二子玉川花みずきフェスティバル実行委員会
60	韓国(世宗市)	H29.6.1	世宗特別自治市鳥致院(ソチウォン)発展委員会 バク・ヨンス委員長	26名	世田谷区における風景づくりの取組みについて	都市デザイン課

【資料1: 海外の都市・国等からの視察等受入れ実績】

No	国 名	日 程	来訪者代表	人数	目 的	対応所管
61	韓国(世宗市)	H29.6.1	世宗特別自治市鳥致院(ゾチウォン)発展委員会 バク・ヨンス委員長	26名	・世田谷区における風景づくりの取組みについて	都市デザイン課
62	韓国(水原市)	H29.6.1	地方協議会政府の日本まちづくり視察団	20名	・世田谷トラストまちづくりの概要 ・地域共生のいえ ・世田谷まちづくりファンド 終了後、現地視察: COS下北沢	(一財)世田谷トラストまちづくり
63	シエラレオネ	H29.7.5	地方自治・地域開発省大臣一行 県議会行政官 一行	9名	・世田谷の住民参加型地域行政(上馬まちづくりセンター視察含む)	国際課、上馬まちづくりセンター、政策経営部
64	コートジボワール	H29.7.12	ベケ州議会、行政官 一行	8名	・世田谷区の地方行政	国際課、地域行政課
65	韓国	H29.7.21	長興郡里長団	25名	・世田谷トラストまちづくりの概要 ・「地域共生のいえ」事業に関すること	(一財)世田谷トラストまちづくり
66	韓国	H29.7.26	春川市庁	10名	・世田谷トラストまちづくりの概要 ・世田谷のトラスト運動の取り組み ・「成城みどりの地域マネジメント」事業に関すること	(一財)世田谷トラストまちづくり
67	ガーナ共和国	H29.7.28	ガーナ共和国保健大臣	3名	世田谷区役所で行われる保健医療福祉サービスの視察	世田谷保健所
68	ベトナム (ドンナイ省)	H29.8.2	ドンナイ省幹部職員	22名	公共政策研修(産業能率大学の企画・運営) 「世田谷区の政策」をテーマとする講義	地域行政課
69	デンマーク	H29.10.12	デンマーク王国皇太子夫妻ほか	約20名	船橋小3年生のレゴを使ったプログラミング授業を視察、1年生と給食交流	教育総務課(船橋小)

【資料 2：姉妹都市提携以外の提携に基づく交流事例】

出典：調査「姉妹（友好）都市以外の提携・協定等に基づく交流」（平成 28 年度版）

（一般財団法人自治体国際化協会）

姉妹都市提携以外の提携に基づく交流事例

- ・教育分野では、他の自治体においても学生の相互訪問（10 名～20 名程度）が基本となっている。ここでは特殊なきっかけにより交流を開始した事例や、特殊な目的を持った学生による訪問事例を抜粋している。
- ・一つの都市で多様な交流をしている事例や、一つの目的・手法で複数の都市と交流をしている事例が見られた。
- ・関係機関のプログラムを利用した交流事例が見られた。

【例：一般財団法人 自治体国際化協会（CLAIR） 独立共生法人 国際協力機構（JICA）】

- ・自治体の強みや特徴、相手方との共通点が交流のきっかけになっている場合が多く見られた。
- ・教育以外の分野では多様な交流事例が見られた。特に、双方の都市で開催されるイベントに参加する例が多く見られた。

1．教育が絡んだ交流事例

（ 1 ）

【自治体】秋田県

【相手先】台湾 高雄市

【提携の名称】秋田県・高雄市国際協力

【分野】教育、文化

【内容】

- ・「秋田県高雄市 MOU 締結式」で県内高等学校民謡部により伝統芸能披露

（ 2 ）

【自治体】新潟県

【相手先】ベトナム ハイフォン市

【提携の名称】日本国新潟県及びベトナム社会主義共和国ハイフォン市による交流協力に関する覚書

【分野】教育

【内容】

- ・ハイフォン国立大学から新潟県立大学への県費留学生の受入

（ 3 ）

【自治体】新潟県

【相手先】モンゴル フブスグル県

【提携の名称】友好交流協力に関する覚書

【分野】教育

【内容】

- ・モンゴル大使館からの紹介により、高校生代表団の交流が開始

【資料 2：姉妹都市提携以外の提携に基づく交流事例】

出典：調査「姉妹（友好）都市以外の提携・協定等に基づく交流」（平成 28 年度版）

（一般財団法人自治体国際化協会）

（ 4 ）

【自 治 体】石川県 金沢市

【相 手 方】中国 大連市

【提携の名称】両市の友好交流と協力に関する合意書

【分 野】教育

【内 容】

・金沢市の教職員 6 名を派遣

（ 5 ）

【自 治 体】山梨県 笛吹市

【相 手 方】中国 天津市

【提携の名称】天津市和平区と山梨県笛吹市教育交流協議書

【分 野】教育

【内 容】

・天津市の小中学生 200 名が来訪し、市内小中学校で交流

（ 6 ）

【自 治 体】長野県 長和町

【相 手 方】イギリス エンシェントハウスミュージアム

【提携の名称】黒耀石体験ミュージアムとエンシェントハウスミュージアムとの交流に関する合意書

【分 野】教育、文化

【内 容】

・長和黒耀石大使として現地での「姉妹遺跡協定締結式」に出席し、ワークショップやプレゼンを行う。大使は中学 3 年生、高校 3 年生の 14 名

（ 7 ）

【自 治 体】愛知県 豊橋市

【相 手 方】ブラジル パラナヴァイ市

【提携の名称】パートナーシティ協定

【分 野】教育、文化

【内 容】

・CLAIR（自治体国際化協会）の LGOTP（自治体職員協力交流事業）を通して教育分野の研修員 1 名受け入れ

・豊橋市の指導主事を国際協力職員として教育関係機関へ派遣

【資料 2：姉妹都市提携以外の提携に基づく交流事例】

出典：調査「姉妹（友好）都市以外の提携・協定等に基づく交流」（平成 28 年度版）
（一般財団法人自治体国際化協会）

（ 8 ）

【自治体】香川県

【相手方】イタリア パルマ市

【提携の名称】日本国香川県とイタリア共和国パルマ市との間の交流協定

【分野】文化

【内容】

・県内で声楽を学ぶ学生 9 名を派遣。学校訪問や交流コンサートを行う。

2．提携の目的とは異なる分野に拡大した事例

（ 1 ）

【自治体】香川県

【相手方】イタリア パルマ市

【提携の名称】日本国香川県とイタリア共和国パルマ市との間の交流協定

【分野】文化

【内容】

・うどんとパスタの繋がりで交流を開始し、県内のうどん大会にてパルマ市がブースを出展、
現地での食の祭典で県が出展

・県内で声楽を学ぶ学生 9 名を派遣。学校訪問や交流コンサートを行う。

3．一つの都市と多様に交流している事例

（ 1 ）

【自治体】千葉県 千葉市

【相手先】ドイツ デュッセルドルフ市

【提携の名称】日本国千葉県とドイツ連邦共和国デュッセルドルフ市の共同声明

【分野】教育、観光、経済、スポーツ

【内容】

・県職員を派遣

・文化・市民交流際「日本デー」に PR ブースを出展

・デュッセルドルフ奨学財団奨学生の受入、研修プログラムを 1 日実施

・卓球チームの受け入れ

【資料 2：姉妹都市提携以外の提携に基づく交流事例】

出典：調査「姉妹（友好）都市以外の提携・協定等に基づく交流」（平成 28 年度版）

（一般財団法人自治体国際化協会）

（ 2 ）

【自治体】秋田県

【相手先】台湾 高雄市

【提携の名称】秋田県・高雄市国際協力

【分野】教育、観光、経済

【内容】

- ・現地での観光事業者向け商談会の開催
- ・2017 KTF 高雄国際旅展への出展
- ・「秋田県高雄市 MOU 締結式」で県内高等学校民謡部により伝統芸能披露

4．複数の国と一つの目的・手法で交流している事例

（ 1 ）

【自治体】福井県

【相手方】タイ国立ナコーン・ラチャシーマ・ラジャバット大附属の研究所、博物館、中国セッコウ自然博物館

【提携の名称】学術協定

【分野】教育

【内容】

- ・福井県立恐竜博物館の国際的な拠点化と恐竜研究ネットワークの形成を目指すための、研究員による共同研究
- ・自治体ではなく、研究所や博物館と直接協定を締結している。

5．他のプログラムを通じて交流している事例

（ 1 ）

【自治体】千葉県

【相手先】タイ

【提携の名称】相互協力に関する覚書

【分野】経済

【内容】

- ・タイへの進出を検討している企業を、タイ政府と MOU を締結した自治体が連携・協力しながらサポートする会議を月に一度開催（お互いフレンズ連絡会議）
- ・お互いプロジェクトとは、タイでの大洪水を契機に始まった、日タイの産業クラスター間の連携プロジェクトの名称

【資料 2：姉妹都市提携以外の提携に基づく交流事例】

出典：調査「姉妹（友好）都市以外の提携・協定等に基づく交流」（平成 28 年度版）

（一般財団法人自治体国際化協会）

（ 2 ）

【自治体】東京都 文京区

【相手先】トルコ ベイオウル区

【提携の名称】友好交流推進に関する覚書

【分野】防災

【内容】

・ JICA（国際協力機構）の草の根技術協力事業（団体による人を介した技術支援）により、
防災担当者の訪問団を受け入れ

（ 3 ）

【自治体】富山県

【相手方】インド アンドラプラデシュ州

【提携の名称】交流・協力に関する覚書

【分野】農業

【内容】

・ 友好訪問団をオイスカ（アジア・太平洋地域で農村開発や環境保全活動を行う国際 NGO）
富山県支部「緑の植林協力隊」と合同派遣

・ アンドラプラデシュ州についての説明会や現地視察ツアー

・ インドへの観光誘客を促進するため、政府観光局主催の観光説明会・商談会に参加

・ 県内企業と連携し、留学生の就学から就職までを一体的に支援

（ 4 ）

【自治体】静岡県 浜松市

【相手方】インドネシア バンドン市

【提携の名称】文化・観光分野等に関する覚書

【分野】経済、文化

【内容】

・ JICA 草の根技術協力事業に採択し、漏水防止対策に関する技術支援を実施予定

・ 現地在住の歌手を市内で開催する「世界音楽の祭典」に招聘

（ 5 ）

【自治体】愛知県 豊橋市

【相手方】ブラジル パラナヴァイ市

【提携の名称】パートナーシティ協定

【分野】教育、文化

【内容】

・ CLAIR（自治体国際化協会）の LGOTP（自治体職員協力交流事業）を通して教育分野の
研修員 1 名受け入れ

【資料 2：姉妹都市提携以外の提携に基づく交流事例】

出典：調査「姉妹（友好）都市以外の提携・協定等に基づく交流」（平成 28 年度版）
（一般財団法人自治体国際化協会）

- ・豊橋市の指導主事を国際協力職員として教育関係機関へ派遣

（ 6 ）

【自治体】長崎県 長崎市
【相手方】オランダ ライデン市
【提携の名称】市民友好都市
【分野】行政
【内容】

- ・CLAIR の LGOTP を通じて、現地の職員が来訪し研修を行った。

6．その他、様々な分野での交流事例

（ 1 ）

【自治体】群馬県
【相手先】台湾 台中市
【提携の名称】経済友好パートナーシップ
【分野】観光
【内容】

- ・「望郷ラインセンチュリーライド」（自転車のイベント）の実施、台湾からは 13 名参加

（ 2 ）

【自治体】群馬県 桐生市
【相手先】台湾 雲林市
【提携の名称】雲林県諸都市と群馬県桐生市との友好連携に関する覚書
【分野】経済
【内容】

- ・産業界を交え、実務的な交流手法等について実務連携会議を現地にて実施。参加者は自治体、企業、関係団体 30 名

（ 3 ）

【自治体】さいたま市
【相手先】韓国 水原市
【提携の名称】友好交流に関する覚書
【分野】スポーツ
【内容】

- ・現地サッカー訪問団を受入

【資料 2：姉妹都市提携以外の提携に基づく交流事例】

出典：調査「姉妹（友好）都市以外の提携・協定等に基づく交流」（平成 28 年度版）

（一般財団法人自治体国際化協会）

（ 4 ）

【自 治 体】千葉県 木更津市

【相 手 先】インドネシア ポゴール市

【提携の名称】ポゴール市（インドネシア共和国、西ジャワ州）と木更津市（日本、千葉県）の友好協定

【分 野】農業、福祉

【内 容】（予定）

- ・現地でのブルーベリー苗木の植え付け
- ・介護施設への人材派遣

（ 5 ）

【自 治 体】東京都 調布市

【相 手 先】カナダ ケベック州

【提携の名称】調布市とカナダ・ケベック州の包括連携に関する共同宣言

【分 野】文化

【内 容】

- ・「映画のまち調布」として知られている調布市の映画関連企業が、現地の映像技術とアニメの国際会議に参加

（ 6 ）

【自 治 体】東京都 練馬区

【相 手 先】フランス アヌシー市

【提携の名称】アニメ産業交流協定

【分 野】文化

【内 容】

- ・区内の映画祭に合わせ、双方の小学校間でアニメ作品を通じた交流とビデオレターの交換を行った

（ 7 ）

【自 治 体】富山県

【相 手 方】スイス ラントシャフト州

【提携の名称】日本国富山県とスイス連邦バーゼル・ラントシャフト州との間の医薬品分野の交流協力に関する協定書

【分 野】医療

【内 容】

- ・県内製薬企業等の若手研究者 8 名が、現地で開催されたジョイント・シンポジウムに参加し、交流。
- ・同時に、発表や現地での企業訪問等の支援してもらうため、現地の事情を熟知したコーデ

【資料 2：姉妹都市提携以外の提携に基づく交流事例】

出典：調査「姉妹（友好）都市以外の提携・協定等に基づく交流」（平成 28 年度版）
（一般財団法人自治体国際化協会）

ィネーターを同行させた。

（ 8 ）

【自 治 体】長野県 白馬村

【相 手 方】オーストリア レッヒ

【提携の名称】友好協定

【分 野】観光、文化

【内 容】

・スノーリゾート地域間の交流促進として開始。現地のワイン祭りに寿司職人を派遣

（ 9 ）

【自 治 体】京都府 与謝野町

【相 手 方】イギリス アベリスツイス大学

【提携の名称】アベリスツイス大学と与謝野町との覚書

【分 野】教育、文化

【内 容】

・町民の英語コミュニケーションレベルの向上のため、18 歳以上の町民を対象に大学のサマースクールに留学。町民は割引。3 名

（ 1 0 ）

【自 治 体】兵庫県

【相 手 方】フランス セーヌ・エ・マルヌ県

【提携の名称】人物交流に関する覚書

【分 野】文化

【内 容】

・県が選抜した日仏交流コーディネーター 1 名が現地産業振興公社にて従事し、現地の大学等で日本や日本文化に関する講演を行う。

・現地から海外研修員を 2 名受け入れ、技術、経営の研修や県民との交流を行う。

（ 1 1 ）

【自 治 体】兵庫県

【相 手 方】韓国 慶尚南道

【提携の名称】友好交流に関する合意書

【分 野】文化

【内 容】

・県内の在日韓国人の多くが慶尚南道にルーツがあったことがきっかけ

・現地の陶芸協会理事長が来訪し、県内の陶磁器共同組合と意見交換を実施

・現地の展覧会に県内の作家や作品を持ち込み

【資料 2：姉妹都市提携以外の提携に基づく交流事例】

出典：調査「姉妹（友好）都市以外の提携・協定等に基づく交流」（平成 28 年度版）

（一般財団法人自治体国際化協会）

（ 1 2 ）

【自 治 体】和歌山県 田辺市

【相 手 方】スペイン サンディアゴ・デ・コンポステーラ市

【提携の名称】観光交流協定

【分 野】観光

【内 容】

・双方とも世界遺産に登録された巡礼道を有していることから、田辺市の官民共同プロモーションである一般財団法人と現地観光局が協定を締結。そこから行政レベルにおいても提携の話があり締結に至った。

・東京ビックサイトでの世界規模の旅の祭典「ツーリズム・EXPO ジャパン」に共同出展

（ 1 3 ）

【自 治 体】鳥取県 鳥取市

【相 手 方】中国 内モンゴル自治区オルドス市

【提携の名称】交流に関する宣言

【分 野】環境

【内 容】

・学生植林団 4 名を派遣し、砂漠での植林活動

（ 1 4 ）

【自 治 体】福岡県 北九州市

【相 手 方】タイ王国スポーツ公社

【提携の名称】タイ王国スポーツ公社と北九州市のスポーツ連携に関する覚書

【分 野】スポーツ

【内 容】

・以前から港湾、環境、水道分野で交流があったことから、2020 大会の事前キャンプ地となった。ホストタウンにも登録

・現地のトップアスリートを市の大会に招待

・競技チームの強化合宿の受け入れ

・市のプロスポーツチームとの交流（技術指導や公式戦の観戦）

多文化共生と国際交流の推進(地域展開)

せたがや国際交流ラウンジ

28年度 1回(26名)、

30年度 回(名)

外国人向け防災教室

28年度 1回、29年度 1回、30年度 回

せたがや多文化ボランティア講座受講者 3/42名

せたがや日本語サポーター育成講座受講者 17/75名

29年度 H30/1/20【烏山区民会館】

2020年 世田谷のまちでオリ★パラおもてなし

ーイベント 来場者:未定

30年度 H30/11/16【北沢タウンホール】

せたがや国際メッセ in 北沢 来場者:未定

せたがや国際交流ラウンジ

29年度 1回(14名)、

30年度 回(名)

外国人向け防災教室

28年度 3回、29年度 回、30年度 回

せたがや多文化ボランティア講座受講者 6/42名

せたがや日本語サポーター育成講座受講者 7/75名

せたがや国際交流ラウンジ

30年度 回(名)

外国人向け防災教室

28年度 1回、29年度 2回、30年度 回

せたがや多文化ボランティア講座受講者 6/42名

せたがや日本語サポーター育成講座受講者 17/75名

29年度 H29/11/3【成城ホール】

せたがや国際メッセ 来場者:600名

30年度 実施時期未定【砧総合支所集会所 A/B】

地域の国際化を考える意見交換会 参加者:未定

29年度 H29/4/29

第35回二子玉川花みず木フェスティバル

29年度 H30/2/10【玉川区民会館集会所 A/B】

地域の国際化を考える意見交換会 参加者:未定

28年度 H29/3/11【玉川区民会館】

2020年 世田谷のまちでオリ★パラおもてなし

ーイベント 来場者:380名

せたがや国際交流ラウンジ

28年度 1回(21名)、

29年度 1回(15名)、30年度 回(名)

外国人向け防災教室

28年度 1回、29年度 1回、30年度 回

せたがや多文化ボランティア講座受講者 15/42名

せたがや日本語サポーター育成講座受講者 28/75名

日本語教室(池上青少年会館)

29年度 H29/10/8【区民会館集会所】

わくわくワールドずかんツアー

～おどって、食べて、作って、しゃべって～

来場者:200名

28年度 H29/2/5【区議会大会議室】

地域の国際化を考える意見交換会 参加者:71名

28年度 H28/11/15【区民会館ホール】

東京2020大会を契機とした国際化について考えるシンポジウム

来場者:300名

多文化体験コーナー(中央図書館)

せたがや国際交流ラウンジ

28年度 2回(延32名)、

29年度 3回(延50名)、30年度 回(名)

外国人向け防災教室

28年度 2回、29年度 回、30年度 回

せたがや多文化ボランティア講座受講者 10/42名

せたがや日本語サポーター育成講座受講者 10/75名

- 世田谷地域
- 北沢地域
- 烏山地域
- 砧地域
- 玉川地域

【資料 4：世田谷区国際平和交流基金条例、世田谷区国際平和交流基金助成要綱】

世田谷区国際平和交流基金条例

平成元年 3 月 15 日

条例第 2 号

（設置の目的）

第 1 条 国際的な交流及び市民交流の推進により、相互の理解と親善を深め平和の維持と発展に寄与するため、世田谷区国際平和交流基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算の範囲内で区長が定める。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

（運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生じる収益は、世田谷区一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

第 5 条 前条の規定により編入した収益の額に相当する基金は、区長が認めた団体が行う国際的な交流及び市民交流推進のための事業等の経費に充てるため処分することができる。

（繰替運用）

第 6 条 区長は、財政上必要があると認めたときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第 7 条 基金は、第 5 条に定める場合のほか、第 1 条の目的に必要な場合、処分することができる。

（委任）

第 8 条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

【資料 4：世田谷区国際平和交流基金条例、世田谷区国際平和交流基金助成要綱】

世田谷区国際平和交流基金助成要綱

平成 7 年 4 月 1 日
施行

注 平成28年 4 月の改正から改正経緯を付した。

改正 平成28年 4 月15日28世国際第26号

(目的)

第 1 条 この要綱は、世田谷区国際平和交流基金を活用して、世田谷区国際平和交流基金助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、区民の国際平和交流活動を支援することを目的とする。

(助成事業)

第 2 条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、区民等により行われる国際交流活動等であって、世田谷区内における国際友好親善又は国際協力と平和に寄与すると認められる次に掲げる事業とする。

- (1) 区民が自主的に行う、姉妹都市交流事業
- (2) 区民が自主的に行う、国際協力を目的とする事業
- (3) 海外からの来訪者及び在住外国人を支援する事業
- (4) 国際相互理解の促進を目的とする事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、世田谷区国際平和交流基金条例（平成元年世田谷区条例第 2 号）の目的に沿った事業で区長が適当と認めるもの

(助成事業の要件)

第 3 条 助成事業は、次に掲げる要件を満たすものとする。但し、1 つの事業について複数の団体が共催する場合においては、この助成事業に係る申請は、当該団体のうちの 1 団体に限る。

- (1) 当該事業が営利を目的としないものであること。
- (2) 当該事業の計画及び方法が目的を達成するために適切であり、かつ、十分な成果が期待し得るものであること。
- (3) 当該事業が政治活動又は宗教活動を目的としないものであること。
- (4) 世田谷区のほかの助成金、補助金等を受けていないことであること。
- (5) 当該年度において本助成金の交付を受けていない事業であること。

(助成団体)

第 4 条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成団体」という。）は、助成事業を行う団体であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 区内に事務所又は活動拠点がある団体であること。
- (2) 営利若しくは政治活動又は宗教活動を目的としていない団体であること。
- (3) 暴力団又はその傘下にある団体ではないこと。

(助成対象費目)

第 5 条 助成事業に要する経費のうち、助成の対象となる経費（以下「助成対象費目」という。）は、次の経費であって、区長が適当と認めるもの。

- (1) 事業開発に必要な調査及び企画費
- (2) 事業に必要な臨時的人件費、会場・施設借上費、運搬費及び委託料
- (3) 講師及び専門家に対する謝礼金
- (4) 印刷費及び広告費
- (5) 資料収集等消耗品及び事業に必要な備品の購入
- (6) 通信費及び交通費
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事業に必要と認める経費

2 前項の助成対象費目については、世田谷区以外の他の団体から助成金等の交付が予定されている場合、又は現に支給を受けている場合は、その相当額を助成対象費目から控除する。

【資料4：世田谷区国際平和交流基金条例、世田谷区国際平和交流基金助成要綱】

（助成金の交付額及び交付回数）

第6条 助成金の交付額は、前条第1項の助成対象費目に該当する経費（前条第2項に該当する場合にあっては控除後の額）の合計の額とし、1助成事業当たり20万円を限度とする。

2 前項による助成金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

3 助成金の交付は1事業3回を限度とする。

（助成金の交付申請）

第7条 区長は、助成金を受けようとする助成団体に、次に掲げる書類を添付させた世田谷区国際平和交流基金助成事業助成金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を提出させなければならない。

（1）助成事業計画書

（2）前号に掲げるもののほか、区長が指定するもの。

（助成金交付の決定及び通知）

第8条 区長は、前条の申請書等の提出があったときは、申請内容を審査し、助成金の交付の可否を決定しなければならない。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに付けた条件を世田谷区国際平和交流基金助成金交付決定通知書（第2号様式）により、助成金を交付しないことに決定したときは、その旨を世田谷区国際平和交流基金助成金不交付通知書（第3号様式）により、速やかに申請をした助成団体に通知しなければならない。

（助成金の交付請求）

第9条 区長は、前条の交付の決定をしたときは、助成団体に世田谷区国際平和交流基金助成金交付請求書（第4号様式）を提出させるものとする。

2 区長は、前項の請求があったときは、すみやかに当該請求に係わる助成金を支払うものとする。

（助成事業の変更の承認）

第10条 区長は、助成団体が次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ世田谷区国際平和交流基金助成金助成事業変更・中止・廃止承認申請書（第5号様式）により承認を受けさせなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち、軽微なものについては、この限りではない。

（1）助成事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

（2）助成事業の内容の変更をしようとするとき。

（3）助成事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、助成事業の変更又は中止若しくは廃止を承認したときは、その旨を世田谷区国際平和交流基金助成金助成事業変更・中止・廃止承認書（第6号様式）により、申請した助成団体に通知するものとする。

（事故報告）

第11条 区長は、助成事業が予定の期間内に完了しない場合、又は助成事業の遂行が困難になった場合は、速やかに助成団体に世田谷区国際平和交流基金助成事業事故報告書（第7号様式）により報告させなければならない。

2 区長は、前項の報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、適切な指示を書面によりしなければならない。

（遂行命令等）

第12条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査その他助成団体が提出する報告等により、当該助成団体の助成事業が助成金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該助成団体にこれらに従って当該助成事業を遂行すべきことを世田谷区国際平和交流基金助成金助成事業遂行命令通知書（第8号様式）により命ずるものとする。

2 区長は、助成団体が前項の命令に違反したときは、当該助成事業の一時停止を当該助成団体に世田谷区国際平和交流基金助成金助成事業停止命令通知書（第9号様式）により命ずるものとする。

（実績報告）

第13条 区長は、助成事業が完了したとき（第10条第1項第3号の規定により廃止の承認をしたとき

【資料4：世田谷区国際平和交流基金条例、世田谷区国際平和交流基金助成要綱】

を含む。)又は、助成金の交付決定に係わる会計年度が終了したときは、当該完了の日又は当該会計年度終了の日からすみやかに、助成団体に世田谷区国際平和交流基金助成金助成事業実績報告書(第10号様式。以下「実績報告書」という。)を提出させなければならない。

- 2 区長は、前項の実績報告を受けたときは、実績報告書を審査し、必要があると認めたときは、その報告に係わる助成事業の成果が、助成金の交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうか調査しなければならない。

(是正のための措置)

第14条 区長は、前条第2項による審査又は調査の結果、助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを、助成団体に対して世田谷区国際平和交流基金助成金助成事業是正命令通知書(第11号様式)により命ずるものとする。

- 2 区長は、前項の命令により助成団体が必要な処置をした場合は、当該助成団体に、その結果を実績報告書により報告させなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 区長は、助成団体が次の各号の一に該当した場合は、助成金の交付の決定の一部又は全部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を当該助成事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 第13条の実績報告書による助成事業の成果又は助成事業の事業費の実績額が著しく第7条の交付申請の内容を下回るとき。
- (4) 前3号のほか、助成金の交付の決定の内容、これに付けた条件、世田谷区補助金交付規則(昭和57年5月世田谷区規則第38号)の規定に基づく命令又は法令に違反したとき。

- 2 区長は、前項の規定により取消しをしたときは、速やかにその内容を、当該助成団体に「世田谷区国際平和交流基金助成金交付決定取消通知書(第12号様式。以下「取消通知書」という。))により通知しなければならない。

(助成金の返還)

第16条 区長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取消した場合において、助成事業の当該取消しに係わる部分について、既に助成金を交付しているときは、取消通知書により、期限を定めてその返還を助成団体に命じなければならない。

- 2 前項の規定により助成金が返還される場合において、助成金の返還に係る手続については、世田谷区会計事務規則(昭和40年3月世田谷区規則第9号)第48条の規定によるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第17条 区長は、前条の規定により助成金の返還を命じたとき(第15条第1項第3号の規定に該当し、助成金の返還を命じたときを除く。)は、助成団体にその命令に係わる助成金の受領の日から納付までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合は除く。)を納付させなければならない。

- 2 区長は、助成金の返還を命じた場合において、助成団体がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第18条 助成金が2回以上に分けて交付される場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する助成金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を越えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領日において受領したものとする。

- 2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成団体の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充て

【資料4：世田谷区国際平和交流基金条例、世田谷区国際平和交流基金助成要綱】

るものとする。

（延滞金の計算）

第19条 第17条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係わる延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

（助成金の一時停止）

第20条 区長は、この要綱又はこの要綱以外の規定に基づき交付されている助成金の返還を命じられた助成団体が、当該助成金、違約加算金又は延滞金の一部又は全部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき助成金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月11日世文交発第548号）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月22日世文国発第589号）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日世文国参第702号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月5日世文国第633号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月15日28世国際第26号）

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。